

みんなで築こう

人権の世紀

— 考えよう 相手の気持ち

育てよう 思いやりの心 —

社会福祉課 ☎823-9207 823-9627

12月4日から10日までは「人権週間」です。昭和23年12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。この宣言は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間は誰でも、人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然に持っている基本的権利を、互いに尊重しなければならぬことを表明したものです。わが国の人権週間も、この世界人権宣言の採択に由来しています。人権週間にきつかけに、私たち一人ひとりが、進んで豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

「人権の花」贈呈式

「こころをこめて花を育てることで、思いやりの気持ちを育ててもらいたい」という願いをこめて、町内各小学校で人権教室を開催し、海田町人権擁護委員からヒヤシンスの球根が贈られました。贈呈式の後には、人権イメージキャラクター「人KENまもる君」や「人KENあゆみちゃん」が子どもたちと交流し、「友だちを大切にしよう」というメッセージを伝えました。



▲人権イメージキャラクター「人KENまもる君」

人権相談所を開設します

人権について悩みごとがありましたら一人で悩まずご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。
日時◆12月4日(木)10時～15時
場所◆福祉センター
内容◆いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題
相談員◆海田町人権擁護委員ほか

～国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう～

広島南年金事務所 ☎253-7710

に納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度があります。また、失業された人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、失業された人本人の前年の所得を除いて審査が行われる特例もありますのでご相談ください。

納付が困難だからといってそのままにせず、住民課(役場1階)または年金事務所窓口で手続きを行ってください。

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

平成26年度の国民年金保険料は、月額15,250円です。納期は翌月末となっています。

保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限まで

わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206 823-9627

～高額療養費の自己負担限度額が見直されます～

70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が平成27年1月診療分より、3区分から5区分に見直されます。

なお、70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額については変更ありません。

～平成26年12月診療分まで(3区分)～

	総所得金額 など※1	3回目まで	4回目以降 ※2
上位 所得者	600万円超	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその1%を加算)	83,400円
一般	600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

～平成27年1月診療分から(5区分)～

	総所得金額 など※1	3回目まで	4回目以降 ※2
上位 所得者	901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合はその1%を加算)	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合はその1%を加算)	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算)	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 総所得金額等＝総所得金額－基礎控除(33万円)

※2 過去12カ月にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

「医療費のお知らせについて」

海田町国民健康保険で受けた医療費などの額について、2カ月に一度はがきでお知らせしています。

このはがきには、受診年月・受診した医療機関・受診者・入院外来の別などに加えて、治療にかかった医療費の総額(10割分)が記載されています。薬局については、薬を受けた回数に記載されます。

このはがきは、適正な医療を受けてもらうために送付しています。内容を確認の上、医療費の適正化にご協力いただくとともに、健康管理に役立ててください。

相続税法が改正されました

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



【主な改正点】

- 遺産に係る基礎控除額の引き下げ
3,000万円+(600万円×法定相続人の数)
- 相続税の税率構造の見直し
最高税率の引上げなど

【相続税の税率構造】

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

www.nta.go.jp

詳しくは **国税庁** で **検索**

海田税務署からの お知らせ

海田税務署総務課 ☎823-2134

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

対象となる方

個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う**全ての方**です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象です。

詳しくは **国税庁** で **検索**

*「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。